

【行政情報】

● 宅地建物取引業者数 6年連続で増加：国交省

国土交通省は10月16日、「2019年度宅地建物取引業法の施行状況調査」の結果を公表した。2020年3月末（2019年度末）現在の宅地建物取引業者数は、大臣免許が2,603業者、知事免許が123,035業者で、全体では125,638業者となった。対前年度比では、大臣免許が34業者（1.3%）、知事免許が1,153業者（0.9%）それぞれ増加となった。全体では1,187業者（1.0%）増加し、6年連続の増加となった。また、新たに27,580人が都道府県知事へ宅地建物取引士の登録をしており、総登録者総数は1,076,177人となった。

宅地建物取引業法の規定に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が行った宅地建物取引業者に対する監督処分の件数は、免許取消処分が109件（-16件、12.8%減）、業務停止処分が32件（+1件、3.2%増）、指示処分が57件（+31件、119.2%増）となり、合計で198件（+16件、8.8%増）となった。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 「安心R住宅」の事業者団体、12団体に：国交省

10月18日、「安心R住宅」の事業者団体として、一般社団法人日本木造住宅産業協会が登録され、事業者団体数は12団体となった。この制度は、「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、既存住宅の流通を促進するため、2017年12月1日に施行された特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程に基づき、「安心R住宅」の標章の使用を希望する事業者団体を国土交通大臣が登録し、耐震性があり、インスペクションが行われた等一定の要件を満たした既存住宅に対し、国が商標登録したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認めるもの。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● サブリースの規制は12月25日施行に：国土交通省

「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の一部の施行期日を定める政令」および「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行令」が10月13日に閣議決定された。ともに10月16日公布、12月15日施行。

第201回国会において成立した「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」は、(1) サブリース業者と所有者との間の賃貸借契約（特定賃貸借契約）の適正化に係る措置、および(2) 賃貸住宅管理業に係る登録制度の創設を講ずるものである。施行令では、特定賃貸借契約に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続が定められた。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外する政令が閣議決定：国土交通省

立地適正化計画において記載する居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外する「都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令」が、10月20日に閣議決定された。公布は、10月23日、施行は令和3年10月1日。

第 201 回国会で成立した都市再生特別措置法等の一部を改正する法律により、立地適正化計画において防災指針（法第 81 条第 2 項第 5 号）を記載することとするなど、防災を主流化するための立地適正化計画の強化を内容とする法改正が行われたが、本法改正の趣旨を踏まえ、居住誘導区域内の一層の安全性の確保を図るため、都市再生特別措置法施行令（平成 14 年政令第 190 号）を改正し、災害危険区域以外の災害時に人命・財産上の被害に直結するおそれが高いエリア（いわゆる災害レッドゾーン）についても、居住誘導区域を定めない区域に追加したもの。

具体的には、災害危険区域に加えて、災害リスクの高い区域である地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域について、居住誘導区域を定めない区域に追加した。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 令和 2 年分路線価等の補正は行わず：国税庁

10 月 28 日、国税庁は 7 月 1 日に公表した令和 2 年分の路線価等の補正は行わないことを公表した。7 月に、国土交通省が 9 月に発表する都道府県地価調査の状況などにより、広範な地域で大幅な地価下落が確認された場合などには、納税者の便宜を図る方法を幅広く検討するとしていたが、都道府県地価調査の結果や国税庁が行った調査（外部専門家に委託）でも、1 月から 6 月までの間に相続等）により取得した土地等の路線価等が時価を上回る（大幅な地価下落）状況は確認できなかったため、1 月から 6 月までの相続等については、路線価等の補正は行わないとした。

なお、7 月から 12 月までに、広範な地域で大幅な地価下落が確認された場合の路線価等を補正するなどの対応については、今後の地価動向の状況を踏まえ、後日、改めて発表するとしている。

[令和 2 年分の路線価等の補正について：国税庁（PDF ファイル）](#)

● 新型コロナウイルス感染症に関する国土交通省の対応

国土交通省土地・建設産業局の不動産課と不動産市場整備課は、不動産業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症による影響への支援策の通知を行った。詳細は下記リンクより。

[不動産における新型コロナウイルス感染症対策について（ビル賃貸事業者向けの支援策等について）：国交省](#)